

令和5年度 第3回三田市障害福祉審議会

開催の日時	令和5年9月13日(水) 14時00分～15時30分
開催の場所	三田市役所本庁舎 3階 302会議室
欠席者	1名(市川委員)
出席した庶務職員の職 及び氏名	共生社会部：岸本共生社会部長、鶴福祉共生室長、西脇障害福 祉課長、永井障害福祉課係長、萩原障害福祉課係 長、尾崎障害福祉課主任、山根障害福祉課主任、 西村障害福祉課事務職員 学校教育部：市原教育支援課長
傍聴者の人数	0人
議題	(1) 次期福祉計画の素案について (2) 現行福祉計画の実施状況と次期福祉計画の成果目標につい て (3) 次期福祉計画のサービス見込量について (4) 第6次三田市障害者福祉基本計画の施策体系(案)につい て
公開・非公開の区分	公開
連絡先	共生社会部 福祉共生室 障害福祉課 電話：079-559-5075 FAX:079-562-1294

会議次第

- 1 開会
- 2 説明・協議事項
 - (1) 次期福祉計画の素案について
 - (2) 現行福祉計画の実施状況と次期福祉計画の成果目標について
 - (3) 次期福祉計画のサービス見込量について
 - (4) 第6次三田市障害者福祉基本計画の施策体系(案)について
- 3 その他
- 4 閉会

審議経過

- 1 開会
配布資料の確認等
- 2 説明・協議事項

(事務局)

資料説明(次期福祉計画の素案について、現行福祉計画の実施状況と次期福祉計画の成果目標について)

(津田会長)

国の指針に基づいた数値目標や内容を説明していただきました。指針に沿った計画となっているかというチェックと気付いていないところなどについて、意見を出し合っていただきたいと思います。

(長田委員)

素案の1ページにある「1 計画策定の趣旨」で「障害者の多様な就労ニーズへの対応が求められている」との説明がありました。成果目標(案)では、一般就労についての人數目標が並んでおり、一般就労をさせないといけないのかと感じます。多様な就労形態や障害者サービスが見当たりませんが、どこかに書いてありますか。書いていなければ検討してください。

(津田会長)

福祉から雇用へという大きな枠組みになっていると思います。資料1の6ページに「(4)福祉施設から一般就労への移行等」というテーマが出ています。それぞれに項目がある根拠は法律に基づいているのでしょうか。例えば、ここを「多様な就労のあり方等」などと三田市らしいネーミングにすることが許容されるのでしょうか。

(事務局)

「(4)福祉施設から一般就労への移行等」という題目については、国の指針に基づき記述しており、各項目についても指針に合わせた数値目標としています。委員ご指摘のように、項目の中に市独自の新たな項目を設けてはいけないということはありませんので、検討したいと思います。ただ、入れすぎる他市とのバランスも悪くなるため、一定の制限は必要だと思っています。

(津田会長)

長田委員にお聞きしますが、(4)のネーミングと、目標値設定として必要な項目の提案があればお願いします。

(長田委員)

昨年から就労継続支援B型を柱にシルバーBを検討しています。特に知的障害の人は40歳後半から身体等でよりさまざまな問題が出てきます。それでもB型から生活介護サービスに移行を希望するというわけではないと思います。シルバーBは平均工賃も下がりますが、それでもいいのではないかと考えて検討しています。そういう対象者がいた場合にどのような仕事をしてもらえるか、工賃面では厳しいのですが、その人の色々な機能やスキルが少

しでも上がるのであれば、B型としての役割が果たせると思います。一般就労が何人とか、就労定着率が上がれば、それに応じて報酬費も上がりますが、そういう制度に関するものばかりはどうかというのが質問の意図でした。

40歳以上、50歳以上のB型への就労人数の割合なども測れるような指標があれば、私たちにとってはやりがいがあると思います。

(津田会長)

特に雇用・就労は大きなトピックだと思います。他にご意見があればお願いします。

(岡本委員)

就労A型、B型などの就労継続支援事業が出来たときの発想が、障害者の雇用や就業についてどうするかということでした。障害支援区分を設定するときに、就労Bについては能力的に通常の就労に就くことが困難な人がその枠の中に入り、雇用条件などが異なる就労A型、就労移行が設定されました。それから現在に至っていますので、その辺りの仕分けが難しいところがあります。議論はしましたが、就労Bの場合は入院をしたなどで区分をしていますので、軽減なども含めて金額的な問題よりも働くことへの機会の提供を主に進めてきた経過はあります。

(事務局)

成果目標の中に「40歳以上、50歳以上のB型への就労人数の割合」を項目として入れる場合は現在の対象者数を把握し、令和8年度までにどの程度の人数になるのかを推計する必要があります。市は各事業所の就労B型の利用人数は把握していますが、年齢別の利用者数については各事業所にしか分かりません。そのため、大事な視点ですが、ここでの成果目標に入れるのは難しいと考えております。

(長田委員)

一般就労に就いた障害者が歳を取ったことで就労ができなくなり、もう一度就労Bに戻ろうとしても戻ることは出来ません。激しい仕事や外での仕事が出来なくなった時に、事業所がそういう人を受け入れるという考えがあってもいいと思います。

(津田会長)

本来であれば、就労A型、B型を問わず行った先で力を十分に発揮できれば、それに越したことはなく、それを数値化するのは難しいところだと思います。一般就労に関しては数値を出していくことは可能であると思いますが、一般就労だけが目標として高いものというニュアンスが計画から醸し出されるのではないかという懸念があるのだと思います。この辺り

はどのような工夫をすれば、それぞれの働き方や当事者の実情を把握できるか、いいアイデアがあればお願いします。

(南里委員)

この数値目標は、一般就労に移行する人が1人ということはかなり垣根が高いと受け取っていいと思いますが、実際にそうするためには、就労移行支援事業の運用方法やそこに入ってきた人たちの就労の能力をどう上げるかという視点が大事だと思います。

(津田会長)

障害のある人たちの訓練での向上は大事ですが、もう1つは企業側の努力が見えているのかどうかという点があります。こうした表を見てなかなか出てこずに気になっているのは、離職率です。離職率は企業側の努力が反映されやすい数値と思いますが、出しにくいものでしょうか。1つは、訓練という側面から何か数値化できるものはありませんか。もう1つは離職率を数値化することは可能ですか。2点についてお願いします。

(事務局)

一般企業で働いている人の離職率を把握することは難しいと思います。ハローワークで分かるのでしょうか。

(崎山委員)

企業から提供されておらず、把握していません。

(事務局)

逆に就労A型から一般就労については、就労A型の事業所に聞けば分かるので把握しやすいのですが、一般企業からは教えてもらえず、数字は拾いにくいと認識しています。もう1つの質問は訓練ですか。

(津田会長)

例えば、障害者就労訓練センターのような施設運営が兵庫県の事業としてありますか。

(事務局)

三田市にはありません。

(津田会長)

三田市で実施している事業ではないので、ここに反映するのは難しいことになりますか。

(事務局)

学校に通っていて訓練校に行く人もいると思いますが、訓練校は伊丹市や神戸市にしかないので実績がありません。訓練校の案内はさせてもらっていますが、数字には上がってきません。

(崎山委員)

訓練校とハローワークは連携を密にしていますが、そこに三田市が関わるというのはやや違う感じがします。

(津田会長)

他に就労や雇用のあたりの話で考えがある方はいらっしゃいませんか。

(南里委員)

一般就労の方が離職した場合、就労支援事業所に行くことは可能ですか。

(事務局)

一般的には障害のある方が一般就労したけれども、どうしても仕事を続けられずに離職し、再度、就労移行支援や就労B型のサービスを利用することは、手続きが必要となりますが可能であり、働けないということはありません。

(津田会長)

皆さんの身近な方の中にも一般就労で辛い思いをして、就労B型に戻ったことで安心した生活を取り戻した人は多いと思います。ですから、様々な就労については、そういうことも含めての政策ではないかと思います。就労や移行、雇用については代替案があれば協議できたと思いますが、難しいことも共有できたのではないかと思います。

この件は継続審議とします。三田市らしさを打ち出せるかどうかだと思いますので、意見が出てくれば順次審議していきたいと思います。他のポイントについて意見、質問があればお願いします。

(平山委員)

9ページの重症心身障害児を支援する事業所の設置について、三田市は1カ所以上の設置を目標に掲げていますが、もともとの児童発達支援事業所や放課後等デイサービスの数が少なく、待機児童者数が多い状況です。逆に、児童発達支援事業所はこれ以上設置されないとの市の方向性を聞いたことがあります。待機者が多い中で、今後も対象児童が増え、三田市

で展開している事業所がフルの状態で行くところがない児童が出てくることに対し、今後、市としてどの様な検討をしているかをお聞きしたいと思います。

(事務局)

各サービスの数値目標については、後ほど説明します。

(平山委員)

重症心身障害児を支援する事業所を1カ所以上設置との目標値がありますが、手を挙げている事業所はありますか。

(事務局)

国の目標が1カ所以上の設置となっており、三田市もそれに合わせています。現在、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は既に1カ所あります。また、放課後等デイサービスも1カ所の事業所が重度の児童を受け入れており、現在はこの2カ所となっています。新しい事業所については、医師や看護師の配置問題などで参入が難しく、なかなか進んできません。待機が多いのは全体的な話であり、医療的なニーズのある児童は、市外の施設も含めて確保できている状態です。

(岡本委員)

障害者本人が就労先、働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）を創設するということが障害者総合支援法に載っています。「ハローワークはこの支援を受けた者に対して、アセスメント結果を参考に職業指導等を実施する」としているのは、障害者雇用促進法です。就労系障害福祉サービスの一時利用があります。企業等での勤務時間を段階的に増やしていく場合や、求職や復職を目指す場合に、障害者が一般就労中であっても、就労系障害福祉サービスを一時的に利用できることを法令上位置付けるのが障害者総合支援法です。雇用と福祉の連携強化があり、一般就労や移行、定着支援をより一層推進するため、市町村や障害福祉サービス事業所・事業者等の連携先として障害者就業・生活支援センターが明示されている。関係機関が連携を図りながら就労につなげていくこと、基本はそこにあると思っています。

(津田会長)

他の論点はいかがでしょうか。次の議題でも今お話ししているところにも関わってきますので、資料3に基づいて(3)「次期福祉計画のサービス見込量について」の説明を事務局からお願いします。

(事務局)

資料説明（次期福祉計画のサービス見込量について）

(津田会長)

説明に対するご質問、ご意見があればお願いします。

(長田委員)

通常は対前年よりも増加していく形のものが多いのですが、施設入所についてはマイナスとなっています。審議会の最初に人口動態の説明を聞いた際、市の人口は減っていくけれども、障害者手帳所持者数は減っていないとのことでした。しかし、手帳の中身が変わっています。身体障害者手帳でいえば等級が変わっており、療育手帳ではA判定の人がここ3年ほど伸びていませんが、B2判定の人は一気に増えています。令和5年の実績見込みから2・3年先あるいはそれより先も含めて、療育手帳の所持者数や年齢割合はどういう推計になるのか。年齢ごとの見込み数が分かれば、どのサービスを選択するか推測できます。バックデータがあれば示してください。

(事務局)

手元に資料がなく、具体的な人数はお答えできませんが、療育手帳でいうとB2の数が格段に増えています。発達関係の児童がかなり増えている関係もあり、それらを踏まえて放課後等デイサービスを利用する児童数も増えているのが現状です。施設入所に関しては、地域移行を進めて在宅や地域へ移行する方向性があるので、施設や病院から地域へという流れを加味しマイナスにしています。現実的には在宅で生活するのは厳しい事情もあります。グループホームが市内外で増えてきており、入所者数が伸びています。地域移行でいうと、施設、病院からグループホームに入る人が増えれば地域移行が進んだ結果としてマイナスになり、今後も減っていくのではないかと思います。今後、ショートステイやグループホームなどのサービスは確実に伸びていくでしょうし、療育のB2も減ることはなく、精神障害手帳所持者も増えていくと思います。具体的な数字については、年齢別では難しいですが手帳種別に関しては後日ご回答させていただきます。 →【補足資料】

(長田委員)

手帳所持者の世帯についてですが、障害の分野でも保護者が高齢になり、障害者も年齢を重ねていきます。その結果、老後が心配になる等の意向も含めてショートステイやグループホームへの圧倒的な需要が高くなります。そうしたことも含め、アンケートを上手にクロス集計していただき、3年先、5年先についてどういう推計となるのか知らせていただければと思います。

(津田会長)

現状ではさまざまなデータに基づき、どういう障害種別の人が増えているのかということも踏まえて見込量を検討していただいているということによろしいですね。さらに、先のこととも含めた推移を確認していきたいという意見はもっともなことだと思います。その辺りについても共有していければと思います。他にいかがでしょうか。

成年後見制度利用支援事業の利用者数は新規の数ですか。令和6年度以降3年間についてすべて4人と数値が続いているのは、新規の利用者がいないということなののでしょうか。

(事務局)

継続利用者と新しくサービスを使う利用者の人数となります。

(津田会長)

他にいかがでしょうか。

(南里委員)

総量規制にならないような努力をしていただきたいと思います。

(事務局)

兵庫県では、児童発達支援と放課後等デイサービスには総量規制を設けるようになっており、三田市でも実施しています。市によっては実施していないところもあります。総量規制は新しい事業所をこれ以上設置しないようにとの規制です。現在、総量規制がかかっているものを解除することになると、放課後等デイサービス事業所などが三田市に新規進出し、給付費が増大することになります。サービスを受けたい人が受けられないのは問題ですが、放課後等デイサービスが放課後児童クラブや保育所などの代わりに利用できるという感覚でサービスを使うようになると、放課後等デイサービスの事業は成り立たなくなります。総量規制は、一定の制限や指標が必要になるという考えに基づいています。今度、新たな数値目標では不足するという状況になるので、総量規制は外れることとなりますが、その結果として、新しい事業者等の参入については、今後注視しなければならないと思います。

(津田会長)

放課後等デイサービスなどは質の問題がかなり大きく、数値目標では反映できないところがありますので、数値の背後にあるものを読むこととなります。

それでは、(4)「第6次三田市障害者福祉基本計画の施策体系(案)」について、前回審議会で委員の意見を反映した内容のものです。事務局の説明をお願いします。

(事務局)

資料説明（第6次三田市障害者福祉基本計画の施策体系（案）について）

(津田会長)

前回審議会での委員意見を反映した内容となりますが、さらにお気付きの点などがあればご意見をいただきたいと思います。

(満原委員)

「基本目標3 就労や社会参加への支援」にある「(3) スポーツ・文化活動・学習活動等の展開」の「⑤障害者の自立と社会参加の促進」では、具体的な取り組み例として「社会参加のきっかけづくり、居場所づくり、当事者の主体的な社会参加」とあります。取り組み内容の解釈としては、スポーツ・文化活動・学習活動を展開する中で、障害者の社会参加のきっかけづくり、居場所づくりを進めていきたいという趣旨の理解でいいのですか。

(事務局)

基本目標3は「就労や社会参加への支援」となっていますので、スポーツや文化活動に限らず、社会参加全般についての支援という理解でいます。

(満原委員)

前回の審議会では、スポーツは大事だという議論があり、就労に結びつく前段階としてスポーツを通じて障害者の就労を目指す、中間段階としてスポーツを利用することがいいのではないかという意見があったかと思います。

(事務局)

スポーツも含めてということであり、それだけに限定しているわけではありません。

(長田委員)

前回の審議会でインクルーシブ教育の話がありました。市行政で児童を包括する組織があります。現在、放課後児童クラブを行っている担当組織と、放課後等デイサービスを行っている施設とは連携がうまくとれていません。

今度の児童包括の中に窓口の一本化というような形で、障害児は入らないのですか。障害児の放課後等デイサービスは児童包括の外にあるような気がしています。

(事務局)

学校教育関係は教育委員会が管轄し、児童クラブや幼稚園など児童に関係するものについては、子ども部局が管轄しています。放課後等デイサービスや障害児のサービスに関しては、障害福祉が担当しています。組織の中での連携はそれぞれの部署が行うこととしていますが、障害児に関する業務を子ども部局が所管することはありません。そのため、障害児の福祉計画も障害福祉課が担当で行っています。こども家庭庁が設置された関係もあり、行政によっ

ては障害児にしても、障害児福祉以外の一般的な放課後児童クラブなどの事業と合わせて、子ども部局が管轄する市も増えていますが、三田市では別になります。

(長田委員)

基本計画は計画期間が6年となり、先を見据えた内容となるため、今のような課題に触れる項目があってもいいのではないかと思います。

(津田会長)

他にいかがでしょうか。無いようでしたら、この議題も終わりにしたいと思います。障害福祉計画も含めて盛りだくさんの内容です。長田委員からの意見にあったように、6年先を見据えた計画で影響力もあると思いますので、慎重に議論を重ねるということも必要かと思います。次回以降も議論が多少は続いていくと思いますが、本日言い切れなかった部分や新たに気が付いた点がありましたら、事務局と話していただきたいと思います。

全体通じてのご質問、ご意見はないでしょうか。

(八十川副会長)

昨年度は出生が77万人、死亡が157万人で80万人もの人口減少が起こった国です。ところが、この4年間ぐらいは人口が減っているのに障害者の数は増えています。精神障害の人が4年ほど前までは392万人といわれていましたが、去年は419万人と増えています。知的障害者や身体障害者の人は増えていないのに、精神障害の人だけが増えています。精神障害者の方は20代から40歳くらいまでが多く、成人になってから統合失調症を発症する人が非常に多くなっており、知的障害や身体障害とは少し違う部分だと思います。統合失調症や精神障害者の手帳所持者の社会復帰は進んでいない特徴があるように思っています。

統合失調症になる原因は解明されていなようですが、高校、大学時代まで何の問題もなく健常者として生きてきた人が会社に入った途端に発症するケースが多く、大きなストレスがかかった場合に発症するのは間違いのない事実だと思います。そうした理由で精神障害者になるようなことは、国家的にも大損失だと思います。

人手不足が起こる時代にある中で、企業側としても法律で決められているから雇用するという考え方ではなく、障害者であっても「こんなことができる、あんなこともできる」等の障害者への理解が進み、温かく受け入れて雇用する民間企業が増えることを期待しています。

(津田会長)

大切な指摘だったと思います。福祉の現場でも離職や休業で悩んでいる事業者も多いと思います。その中で何ができるかが問われていると思います。

(八十川副会長)

資料1の1ページの4行目にある「障がい」の「がい」がひらがなになっていますので、漢字に直してください。

(津田会長)

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本日の協議事項は終わりにしたいと思います。進行を事務局にお戻しします。

3 その他

(事務局)

長時間にわたり審議を頂きありがとうございました。三田市には、障害者福祉基本計画と障害福祉計画および障害児福祉計画の3つの計画があり、分かりにくいところがあると思います。本日は、主にサービス量や成果目標を定める計画の内容について審議をしていただきました。それが障害者、障害児の福祉計画の部分になります。国の基準を基に三田市の成果目標を定めていますが、委員から多様な就労ニーズへの対応に対する成果目標がないとお話があったと思います。そのあたりを数字で表せるかどうかは、国の考え方にに基づき目標を定めている以上、独自につくるのは実績がないと難しいと思っています。そういう内容については、基本計画の中で何らかの形で定めていくこともできると思いますので、現行の福祉計画の中で形が取れない場合は、基本計画の中に意図を含めていく形を検討していきたいと思っています。

次回、第4回審議会は10月13日の金曜日、10時から市役所本庁舎302会議室で開催を予定しています。3つの計画の形がほぼ定まる重要な審議会になると思っています。第5回は10月下旬から11月上旬を予定していますが、日時、場所等は調整中です。

4 閉会

(事務局)

以上で令和5年度第3回三田市障害福祉審議会を閉会します。